



2025年
4月版

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨 復興支援ガイドブック



はじめに

このガイドブックでは、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨にて被災された地域の皆さまの「暮らし」に焦点を当て、どのような支援制度があるのかをご紹介します。

このガイドブックに掲載されている情報は2025年3月14日のものです。最新の情報は輪島市ホームページや輪島市公式LINEを参照してください。

支援制度を活用し、新しい暮らしに向けて一歩ずつ歩んでいきましょう。

輪島市ホームページ

<https://www.city.wajima.ishikawa.jp/>



輪島市公式LINE

<https://page.line.me/332ovset>



目 次

罹災証明書	1
生活・住宅再建への支援	2
被災者生活再建支援金	2
石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金	2
わじま住まい再建支援事業	3
輪島産材活用住宅助成事業	3
被災宅地等復旧支援事業	4
被災住宅再建支援事業	4
被災民間賃貸住宅復旧支援事業	4
住宅耐震化促進事業	5
災害復興住宅融資	5
災害復興住宅融資〈高齢者向返済特例〉	5
輪島市住まい再建・入居支援事業補助金	6
コミュニティの維持・形成	7
地域コミュニティ施設等再建支援事業	7
共同墓地復旧支援事業	8
仮設住宅自治組織形成支援事業	8
地域のくらしの再生	9
地域防犯灯管理支援事業	9
飲料水供給施設災害復旧費補助	9
私道復旧支援事業	10
なりわいの再建支援	11
奥能登豪雨被害への支援	12
奥能登豪雨義援金	12
被災住宅等消毒支援（豪雨災害）	12
賃貸型応急仮設住宅（豪雨災害）	13
住宅応急修理（豪雨災害）	13
相談先一覧（輪島市役所）	14

マークの説明

罹災証明書

罹災証明書をお持ちの方が対象になる支援です。
罹災証明書が必須でない制度もあります。

世 帯

世帯単位で申請できる制度です。

個 人

個人が申請できる制度です。

団 体

地域コミュニティ団体（組織）で
申請できる制度です。

法 人

事業者が申請できる制度
です。

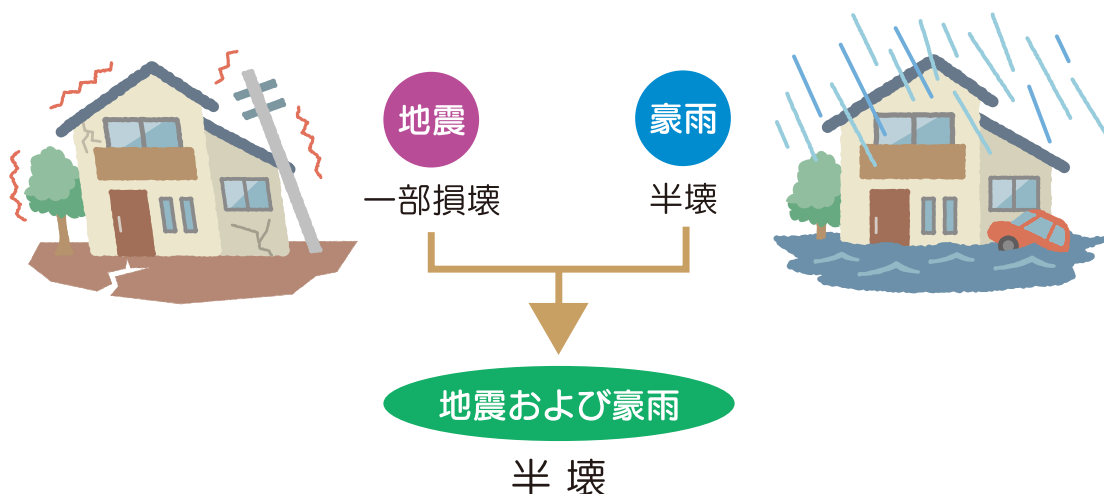
罹災証明書

罹災証明書は、さまざまな支援を受けるときに必要な書類です。

能登半島地震と豪雨災害による被害がいずれの原因であるかを判断できない場合には一体として発行することもできます。

なお、被害を一体としても、必ずしも被害認定の結果が上がるわけではありません。

被害を一体とした罹災証明書の発行イメージ



支援制度によって、一体で発行した方が良い場合と、災害ごとに発行した方が良い場合があります。一度一体にすると災害ごとにわけるとはできないので、よく考えて申請しましょう。

令和6年能登半島地震復興基金とは

復興基金は、国の制度の隙間となっている被災者の生活支援や、住まい、地域のコミュニティの再建支援などに活用するためのものです。

そのメニューは多岐にわたり、様々な支援が行われます。この活用ガイドでは、市民の皆さまの生活に直結する支援メニューについて紹介します。

支援メニューは、個人で申し込めるもの、自治組織や集落単位、商店街などの団体に申し込めるものがあります。団体に申し込めるものは、よく話し合って申し込みましょう。

このガイドブックで紹介する支援制度のうち、復興基金によるものは令和6年奥能登豪雨による被害には利用できません。ホームページや補助の要綱などを確認のうえ申請してください。

生活・住宅再建への支援

被災者生活再建支援金

罹災証明書

世帯

「罹災証明書」の区分が「半壊」以上の世帯などが支援の対象です。支援の金額は判定の区分と再建方法によって異なります。 ※2人以上の世帯 ()内は1人の世帯

区分	基礎支援金	住宅の再建方法	加算支援金
全壊	100万円(75万円)	建設・購入	200万円(150万円)
半壊解体 長期避難		補修	100万円(75万円)
大規模半壊	50万円(37.5万円)	賃貸(公営住宅除く)	50万円(37.5万円)
中規模半壊 半壊		建設・購入	100万円(75万円)
		補修	50万円(37.5万円)
		賃貸(公営住宅除く)	25万円(18.75万円)

※令和6年能登半島地震で支給の対象となっている場合、令和6年奥能登豪雨による支援金の支給については、個々の状況によって変わります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ 被災者生活再建支援課

✉ saiken@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-4871



地震



豪雨

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金

罹災証明書

世帯

「罹災証明書」の区分が「半壊」以上の世帯などで①～⑧のいずれかにあたる世帯が給付金の対象となります。罹災証明書の原因が「令和6年奥能登豪雨」の場合は対象外です。

	家財		住宅再建※	
	家財	自動車	建設・購入・補修	賃借
給付金額	50万円	50万円	最大200万円	最大100万円
①高齢者(65歳以上)のいる世帯 ②障害者のいる世帯 ③児童扶養手当受給世帯 ④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯(災害減免による住民税全額免除世帯含む)	原則 申請不要	申請要 廃車(永久抹消)の証明が必要	原則申請不要	
⑤地震の影響により離職・廃業した人がある世帯 ⑥一定のローン残高がある世帯 ⑦住宅再建資金の借り入れが受けられない世帯 ⑧地震の影響による家計急変世帯	申請要		申請要	

※七尾市以北の6市町で再建された場合に給付されます。被災者生活再建支援金の加算支援金を差し引いた金額が上限まで給付されるため、加算支援金の申請後の手続きとなります。

お問い合わせ 臨時特例給付金コールセンター ☎ 076-225-1956



わじま住まい再建支援事業

罹災証明書

世帯

輪島市内での住まいの再建を支援します。

対象者

被災者生活支援金の支給対象者(半壊以上)で、輪島市内に住まいを再建される方

助成額

建設又は購入：上限200万円(子育て世帯は300万円)

※ 建設又は購入費から800万円を控除した額

修繕：上限100万円(子育て世帯は150万円)

※ 修繕工事から300万円を控除した額の10%

お問い合わせ

被災者生活再建支援課 ☒ saiken@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-4871

輪島産材活用住宅助成事業

罹災証明書

世帯

輪島産木材を一定量以上使用した住宅等の再建を支援します。

対象者

輪島市内にて輪島産木材を使用した住宅等の新築・増改築、または住宅等の新築を購入する方

助成額

木材使用量：10㎡以上20㎡未満 50万円

20㎡以上 100万円

お問い合わせ

農林水産課 ☒ nousui@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1141

被災宅地等復旧支援事業

個人

地割れ陥没・擁壁転倒など、地震によって大きな変状が生じた宅地の原状復旧や地盤改良工事などに要する費用を支援します。

対象工事

- ①のり面、宅地、擁壁の復旧工事
- ②液状化の再度被害防止のための地盤改良工事
- ③住宅基礎の傾斜修復工事

※傾斜修復工事は「住宅耐震化促進事業」とどちらかの制度を選択。

助成金額

最大958万円

お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156



被災住宅再建支援事業

罹災証明書

個人

レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域内）に区域指定前から居住し、被害程度が半壊以上の罹災証明書の交付を受けた被災者に対し、住宅の移転または現地建替えを支援します。

対象経費

- ①住宅移転費支援事業 レッドゾーン(特別警戒区域)又はイエローゾーン(警戒区域)以外への移転(住宅除去、移転、建設、購入費等)
- ②住宅補強費支援事業 現地での建替え(住宅補強工事費用及び設計費用)

上限額

- ①300万円 被災住宅を除去し、移転先が石川県内であること
- ②150万円 対象経費の1/2

お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156



被災民間賃貸住宅復旧支援事業

罹災証明書

法人

個人

石川県内で所有していた賃貸住宅を、被害程度が半壊以上の罹災証明書の交付を受け解体した者に対し、市内での再建に係る建設費を支援します。

支援金額

1,500万円（1軒当たり） ※床面積1㎡当たり2万5000円、1戸当たり150万円限度

お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156



住宅耐震化促進事業

個人

被災前よりも地震に強い住宅に再建するため、住宅所有者が実施する耐震改修や傾斜修復などを支援します。

対象工事

住宅所有者が実施する耐震改修工事や傾斜修復工事
※傾斜修復は「被災宅地等復旧支援事業」のどちらか一方を選択。

助成金額

最大180万円



お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156

災害復興住宅融資

罹災証明書

個人

住まいを建てかえる、新しく購入する方または修理する方向けのローンです。

融資限度額

- ①建設・購入（半壊以上） 最大5,500万円
- ②修理（一部損壊以上） 最大2,500万円

お問い合わせ

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル ☎ 0120-086-353

災害復興住宅融資〈高齢者向返済特例〉

罹災証明書

個人

満60歳以上の方が罹災した持ち家を建設・購入、または補修する場合に、住宅金融支援機構の高齢者向けの特例を受けることができます。

融資限度額

- ①建設・購入（半壊以上） 最大5,500万円
- ②修理（一部損壊以上） 最大2,500万円

特徴

- ・毎月の返済は利息のみ。
- ・元本は申込人全員が亡くなった際に、相続人の方からの手元金による支払い、もしくは融資住宅及び土地の売却等による一括清算。
- ・売却代金が債務を下回る場合でも、相続人による残債の返済は不要。

お問い合わせ

住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル ☎ 0120-086-353

輪島市住まい再建・入居支援事業補助金

罹災証明書

世帯

震災により応急的な住まいでの生活をしなければならなかった方が、県内で住まいを再建される場合の入居費用・転居費用を支援します。

対象者

令和6年能登半島地震の罹災証明書を受け、石川県内で住まいの再建を行う以下のいずれかに該当する世帯

- ①半壊以上の被災をした世帯
- ②敷地被害解体、長期避難世帯
- ③応急仮設住宅（建設型応急住宅、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）、公営住宅（目的外使用））から供与期間内に退去した世帯

	補助額 (定額)	備 考
民間賃貸住宅への入居	20万円	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）への入居は対象外
公営住宅への入居	10万円	被災者の仮住居として一時的に入居が許可された公営住宅への入居は対象外 被災者生活再建支援金の加算支援金の申請をする方は対象外
引っ越し時の転居費用	10万円	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）から建設型応急住宅への転居、応急仮設住宅等から恒久的住まいへの転居は、それぞれ1回申請可

お問い合わせ

被災者生活再建支援課 ✉ saiken@city.wajima.lg.jp
☎ 0768-23-4871



コミュニティの維持・形成

地域に暮らす皆さんのつながりの維持・形成を支援します。

地域コミュニティ施設等 再建支援事業

団 体

地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要な集会所等の再建に必要な経費を支援します。

対象施設（以下のすべてを満たすもの）

- ① 輪島市内の土地に固定している工作物や建築物である
- ② もっぱら地域の住民が利用していた（政教分離の原則に抵触する利用は除く）
- ③ もっぱら地域の住民が交代で維持管理していた
- ④ 祭りや行事などのコミュニティ活動に活用しており、今後も活用が確実

申請対象者

対象施設を管理する集落または自治会

対象経費

建替

本体工事、付帯設備工事、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費

修繕

建物本体・付帯設備・外構の補修工事、地盤復旧・改良工事、設計監理委託に要する経費

※土地購入費、事務費は対象外です。

助成金額

対象経費の4/5（上限：2,000万円）

お問い合わせ

被災者生活再建支援課 ☒ saiken@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-4871

共同墓地復旧支援事業

団 体

集落共有の墓地において、通路や擁壁等の共有部分の復旧に要する経費を支援します。

対象墓地

集落共有の墓地

※地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外

対象経費

- ①墓地等における共有部分（通路、外構、水道設備、建築物など）の復旧経費
- ②共有部分に倒壊した墓石の移設工事にかかる経費

助成金額

支援対象経費の1/2（上限：1,200万円）

お問い合わせ

環境対策課 ☒ kankyou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1853

仮設住宅自治組織形成支援事業

団 体

仮設住宅の自治組織などの立ち上げや運営を支援します。

対象者

- ①応急仮設住宅（建設型）の入居世帯で構成された自治組織
- ②応急仮設住宅（建設型・みなし）、公営住宅の入居世帯が所属する既存の自治組織（自治組織の構成世帯のうち仮設入居者が2割以上）
- ③応急仮設住宅（みなし）、公営住宅の拡散した入居世帯に対し地域リーダー等が呼びかけて形成された組織

対象経費

仮設住宅の住民が参加する自治組織等の立ち上げ経費や運営費（会合開催、勉強会、草刈り、清掃活動などの経費）

助成金額

提出した事業計画のうち、必要と認められる経費（年額）

上
限
額

- ①5～50世帯：10万円、51～100世帯：15万円、101世帯～：20万円
- ②5～50世帯：5万円、51～100世帯：7万5,000円、101世帯～：10万円
- ③5～9世帯が参加するグループ：2万5,000円
10世帯以上が参加するグループ：5万円

お問い合わせ

総務課 ☒ soumu@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1111

地域のくらしの再生

安心・安全な地域のくらしを再生するための費用を支援します。

地域防犯灯管理支援事業

団 体

地域の安全性を確保するため、被災により住民が減少した自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金を支援します。

対象者

被災により住民が2割減少した自治組織 ※住民票の異動の有無を問いません。

対象経費

被災自治組織が所有・管理する防犯灯・街路灯の電気料金

助成金額

電気料金に要する経費×1/2 (上限: 1年あたり8,000円/灯)

お問い合わせ

総務課 ☒ soumu@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1111

飲料水供給施設災害復旧費補助

団 体

被災した地域住民(町内会、組合、団体等)が管理する水道施設の復旧に必要な経費を支援します。

対象水道

令和6年1月1日現在において市の水道給水区域外で給水人口100人以下の民営水道

対象経費

国庫補助の対象とならない地域住民が管理する水道施設を原形復旧するための経費

※取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設(配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にあるものに限る。)

助成金額

必要な経費の9/10または8/10(上限なし)

お問い合わせ

上下水道局 ☒ jyougesuidou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-22-2220

私道復旧支援事業

団 体

公道と集落等を結ぶ生活道路である私道の復旧に係る経費の一部を支援します。

対象者

支援対象の私道を管理する自治会または集落等

対象道路

被災した生活道路である私道（民有地）の原形復旧に要する経費で、次の全ての要件を満たすもの

- ①一般の方が通行しているもの
- ②公道に接続しているもの
- ③道路の幅が1.8m以上
- ④所有者の異なる住宅が連なって2戸以上建ち並んでいるもの
- ⑤集落等で維持管理しているもの

助成金額

支援対象経費の2/3（上限：1,200万円）

お問い合わせ

土木課 ✉ doboku@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1151

なりわいの再建支援

なりわいの再建を後押しするため、国・県の補助金に上乗せして補助します。いずれも国や県の補助金を受けた方が対象です。

輪島市なりわい再建支援補助金

補助率 石川県なりわい再建支援補助金の1/6（上限300万円）
※定額補助や市外の事業所に要した経費は除きます。

輪島市雇用継続事業者支援補助金

補助率 事業者負担分の1/2（上限あり）

輪島市小規模事業者持続化補助金

補助率 ●市内事業所のみ…小規模事業者持続化補助事務局または全国商工会連合会の補助額の1/4
●市外にも事業所あり…補助対象経費（市内事業所に要した経費）の1/6
※どちらも上限50万円

輪島市中小企業者持続化補助金

補助率 ●市内事業所のみ…石川県の補助額の1/2
●市外にも事業所あり…補助対象経費（市内事業所に要した経費）の1/4
※どちらも上限50万円

輪島市営業再開支援事業費補助金

補助率 ●小規模事業者…石川県の補助額の1/4 ●中小企業者…石川県の補助額の1/2
※どちらも上限50万円 ※市外施設等整備に要した経費は除きます。

輪島市伝統的工芸品産業支援補助金

補助率 国または石川県の補助額の1/5（上限200万円）

復興チャレンジ・新規出店応援事業補助金

団 体

補助金・補助率 最大1,000万円

店舗開設のための金融機関からの借入金額、または補助対象経費の1/2のいずれか少ない額 ※代表者が市内に住民票を移さない場合は補助上限200万円

上記すべてのお問い合わせ

漆器商工課 ☒ shoukou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1147

奥能登豪雨被害への支援

奥能登豪雨義援金

罹災証明書

世帯

● 石川県分(一次配分)

区分		義援金額	申請	備考
死者・行方不明者		180万円	※	
災害障害見舞金受給者		90万円	※	
重傷者		10万円	要	豪雨により負傷し、1か月以上治療が必要な負傷をされた方
住家被害	全壊	180万円	※	被災した住宅で生活をされていた世帯の世帯主 (原則、令和6年9月21日時点において輪島市内に住民登録されていた方に限ります)
	大規模半壊	135万円	※	
	中規模半壊	90万円	要	
	半壊	45万円	要	
	準半壊	35万円	要	
	一部損壊(床上浸水)	10万円	要	
	一部損壊(床下浸水・その他)	5万円	要	

※弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援の支給をもって配分しますので、別の申請が必要です。

● 輪島市分 10万円/世帯 ※申請不要です。石川県分と同じ口座に振り込みます。

お問い合わせ

被災者生活再建支援課 ☒ saiken@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-4871



被災住宅等消毒支援(豪雨災害)

罹災証明書

団体

世帯

感染症等の健康被害を防ぐため、浸水した「住家、事業所」の消毒費用を補助します。

対象

床下以上の浸水被害住宅等(事業所含む。)の所有者または使用者

費用の限度額

住宅等1軒当たり上限10万円(10/10)

対象経費

消毒業者への支払いのうち、消毒液剤等の散布に要した経費
※消毒前の床板はがし、泥上げ、水くみ上げ、乾燥の費用は対象外

お問い合わせ

子育て健康課 ☒ kenkou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1136



賃貸型応急仮設住宅(豪雨災害)

罹災証明書

世帯

民間賃貸住宅を応急仮設住宅として借りる場合の家賃等を支援します。(最大2年間)

対象者

- ①自宅が全壊、流出し居住する住宅がない方
- ②半壊等で住むことが困難な被害や避難指示により住宅の利用ができない方
- ③二次災害やライフライン途絶等により長期間住家に居住できないと市長が認める方
- ④能登半島地震で入居した仮設住宅が床上浸水し、賃貸型に住み替えを希望する方
- ⑤半壊以上の罹災を受け、応急修理を利用する方で修理期間が1か月を超えると見込まれる方

物件の条件

石川県内の賃貸住宅で、次の上限を超えないもの

入居人数	家賃上限		区分	上限
	金沢、野々市	左記以外		
1人	6万円	6万円	敷金	2か月
2人	8万円		礼金	1か月
3～4人	10万円	8万円	仲介手数料	0.55か月
5人以上	12万円	11万円		

お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156



住宅応急修理(豪雨災害)

罹災証明書

世帯

災害時に生活していた住宅の日常生活に必要な部分の応急的な修理を支援します。

対象者

生活していた住宅が準半壊～全壊と認定された世帯。建設型応急仮設住宅を利用する世帯は対象外。(今後変更となる可能性があります。)

費用の限度額

①半壊以上 717,000円 ②準半壊 348,000円

修理完了期限

未定(原則被災の日から3か月以内の完成)

お問い合わせ

まちづくり推進課 ☒ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156



相談先一覧(輪島市役所)

罹災証明書

税務課

✉ zeimu@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1126

支援金・義援金などに関すること

被災者生活再建支援課

✉ saiken@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-4871

住まいの修理・再建

まちづくり推進課

✉ machi@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1156

水道に関すること

上下水道局

✉ jyougesuidou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-22-2220

道路(市道)に関すること

土木課

✉ doboku@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1150

住宅等の消毒、子育て、健康に関すること

子育て健康課

✉ kenkou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1136

なりわいの再建に関すること

漆器商工課

✉ shoukou@city.wajima.lg.jp ☎ 0768-23-1147